

## 技 術 者 名 簿

商号又は名称： **株式会社 二本松**

①

⑤

⑥

⑦

⑧

※受付番号

⑨

No.	② フリガナ氏名	③ 生年月日	④ 資格等コード							⑤ 監理技術者資格者証番号	⑥ 建設業従事年数	⑦ 入社年月	⑧ 営業所専任技術者	⑨ 建設業法第7条第2号イ、ロ又は第15条第2号ロに該当する技術者が施工できる工事種別
1	安達 知太郎	1975年4月1日	111	064					00012345	10年9か月	平成13年11月3日			
2	安達 太良 良夫	1960年5月1日	002							29年11か月	平成20年9月1日		土木、舗装	
3	岩代 ジョウ 次郎	1965年6月1日	265	168	174	175	176	062	00067890	23年7か月	昭和51年9月12日			
4	城山 カズ 三郎	1980年7月1日	173	266						4年0か月				
5	東和 シロウ 四郎	1985年8月1日	061							1年3か月	平成17年9月1日			
6	二本松 伊郎 一郎	1970年9月1日	113						01234567	9年6か月	平成12年10月1日			
7	二本松 知太郎	1945年10月1日	113	120					00000001	44年6か月	昭和45年4月1日	○		
8	二本松 ツギオ 次男	1950年11月1日	137						00987654	38年1か月	昭和45年4月1日	○		
9	二本松 ハコ 花子	1955年12月1日	230	169						12年10か月	昭和45年4月1日			
10														

記載上の注意

- 1 資格コード記載にあたっては、建設業法施行規則別表4又は別記『建設工事資格コード(別表1)』を参照してください。
- 2 建設業法第7条イ、ロ又は第15条ロに該当する技術者については、施工できる工種種別を記載してください。
- 3 名簿は、五十音順で作成するよう努めてください。
- 4 受付番号は、当初申請時は未記入、変更届時は付与された番号を記載のうえ提出してください。

## ■技術者名簿

### 【書類作成上の注意事項】

- 1 二本松市内及び準市内での所在地登録を希望する方のみ提出してください。
- 2 審査基準日ではなく、申請日現在の技術者について記載してください。
- 3 二本松市が発注する工事において、主任技術者又は監理技術者として配置できる技術者全員について記載してください。
- 4 当該名簿に記載のない技術者は、制限付一般競争入札における配置予定技術者とすることはできませんのでご注意ください。
- 5 名簿は技術者の「ふりがな」50音順に作成するよう努めてください。
- 6 記入例に記載のある番号の記入方法は以下のとおりです。
  - ① 委任先の有無にかかわらず申請者（本社）の商号又は名称を記載してください。
  - ② 申請者が恒常的かつ直接的に雇用している技術者を記載してください。なお、「ふりがな」も忘れずに記載してください。
  - ③ 技術者の生年月日を西暦で記載してください。
  - ④ 技術者が保有する資格の資格コードを記載してください。（資格コードは「建設業法施行規則別表4」又は次ページ記載の『建設工事資格コード(別表1)』を参照してください。  
※ 記載できる資格の数は、1人の技術者につき最大6つまでとなります。6つ以上の資格を持つ技術者がいる場合は、資格を6つ以内に整理したうえで記載してください。  
※ 同様の資格を複数保有している場合は、上位のものを優先して記載してください。
  - ⑤ 技術者が監理技術者資格者証を保有している場合は、資格者証番号を記載してください。
  - ⑥ 申請日時点において、建設業に従事している通算の年月数を記載してください。（1か月未満の端数がある場合は、端数を切り捨てて記載してください。）
  - ⑦ 技術者の入社年月を和暦で記載してください。入退社が複数回ある場合は、最も直近の年月を記載してください。
  - ⑧ 営業所の専任技術者となっている技術者は、「○」を記載してください。
  - ⑨ 資格等コードが「001」、「002」、「004」等、実務経験により主任技術者又は監理技術者となり得る技術者は、施工可能な工事種別を全て記載してください。なお、工事種別は、他の工種と区別できる表記であれば略称（土木一式を土木、鋼構造物を鋼、など建設業法で定める工事種別の頭文字1から2文字程度の記載）で差し支えありません。
  - ⑩ 技術者の通し番号を連番で記載してください。
- 7 記載事項が1枚に収まらない場合には、同一の様式を用いて引き続き延長して記載してください。

建設工事資格コード(別表1)

	コード	資 格 区 分
	001	法第7条第2号イ該当
	002	法第7条第2号ロ該当
	003	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)
	004	法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)
建設業法	111	一級建設機械施工技士
	212	二級建設機械施工技士(第1種から第6種)
	113	一級土木施工管理技士
	214	二級土木施工管理技士(土木)
	215	二級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)
	216	二級土木施工管理技士(薬液注入)
	120	一級建築施工管理技士
	221	二級建築施工管理技士(建築)
	222	二級建築施工管理技士(躯体)
	223	二級建築施工管理技士(仕上げ)
	127	一級電気工事施工管理技士
	228	二級電気工事施工管理技士
	129	一級管工事施工管理技士
	230	二級管工事施工管理技士
	133	一級造園施工管理技士
	234	二級造園施工管理技士
建築士法	137	一級建築士
	238	二級建築士
	239	木造建築士
技術士法	141	建設・総合技術監理(建設)
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)
	143	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)
	144	電気電子・総合技術監理(電気電子)
	145	機械・総合技術監理(機械)
	146	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体力学」又は「熱工学」)
	147	上下水道・総合技術監理(上下水道)
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)
	149	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)
	150	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)
	151	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)
	152	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)
	154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)
電気工事士法	155	第一種電気工事士
	256	第二種〃 3年
電気事業法	258	電気主任技術者(第1種から第3種) 5年
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者 5年
水道法	265	給水装置工事主任技術者 1年
消防法	168	甲種消防設備士
	169	乙種消防設備士
職業能力開発促進法	171	建築大工(1級)
	271	〃 (2級) 3年
	172	左官(1級)
	272	〃 (2級) 3年
	173	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工(1級)
	273	〃 〃 〃 〃 (2級) 3年
	166	ウエルポイント施工(1級)
	266	〃 (2級) 3年
	174	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管(1級)
	274	〃 〃 (2級) 3年
	175	給排水衛生設備配管(1級)
	275	〃 (2級) 3年
	176	配管・配管工(1級)
	276	〃 〃 (2級) 3年

建設工事資格コード(別表1)

コード	資 格 区 分
177	タイル張り・タイル張り工 (1級)
277	" " (2級) 3年
178	築炉・築炉工 (1級)・れんが積み
278	" " (2級) 3年
179	ブロック建築・ブロック建築工 (1級)・コンクリート積みブロック施工
279	" " (2級) 3年
180	石工・石材施工・石積み (1級)
280	" " " (2級) 3年
181	鉄工・製罐 (1級)
281	" " (2級) 3年
182	鉄筋組立て・鉄筋施工 (1級)
282	" " (2級) 3年
183	工場板金 (1級)
283	" (2級) 3年
184	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」 (1級)
284	" " " (2級) 3年
185	板金・板金工・打出し板金 (1級)
285	" " " (2級) 3年
186	かわらぶき・スレート施工 (1級)
286	" " (2級) 3年
187	ガラス施工 (1級)
287	" (2級) 3年
188	塗装・木工塗装・木工塗装工 (1級)
288	" " " (2級) 3年
189	建築塗装・建築塗装工 (1級)
289	" " (2級) 3年
190	金属塗装・金属塗装工 (1級)
290	" " (2級) 3年
191	噴霧塗装 (1級)
291	" (2級) 3年
167	路面標示施工
192	畳製作・畳工 (1級)
292	" " (2級) 3年
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工 (1級)
293	" " " " " " " (2級) 3年
194	熱絶縁施工 (1級)
294	" (2級) 3年
195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工 (1級)
295	" " " " " (2級) 3年
196	造園 (1級)
296	" (2級) 3年
197	防水施工 (1級)
297	" (2級) 3年
198	さく井 (1級)
298	" (2級) 3年
061	地すべり防止工事 1年
062	建築設備士 1年
063	計装
064	基幹技能者 1年
099	その他

職業能力開発促進法

備考

資格区分の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数である。